

### [Ⅲ] 平成21年度広報部事業計画（案）

#### 1 今年度新たに取り組む事業

##### (1) 無料面接相談・無料電話相談の新聞広告

当会においては、かねてより県民の法的ニーズに応えるべく無料面接相談・無料電話相談を行ってきた。

とりわけ多重債務問題に関しては当会の重要事業として取り組み、また相続問題に関してもスペシャリストとしての自負のもと様々な相談に対応してきた。

そこで、今年度は、さらなる多重債務者の掘り起こし及び相続問題に対応すべく、当会実施の無料面接相談・無料電話相談につき、毎月1回北國新聞と北陸中日新聞の朝刊TV欄にて小枠による新聞広告を行う。

※予算額 事業費 金 1, 110, 000 円

内訳 北國新聞掲載料 = 630,000 円  
北陸中日新聞掲載料 = 480,000 円

##### (2) 『家庭の法律知識・トラブル解決 ○本（まる本）』の無料配布

県民の抱える法的問題の解決及び紛争予防の一助となることを願い制作した『○本（まる本）』を、石川県司法書士互助会より購入の上、出張講座・相談会等において聴講生・相談者に対し無料配布し、できる限り多くの家庭に備え置きいただくことにより、県民に身近な法律家としての司法書士を広報する。

※予算額 購入費 金 825, 000 円

内訳 ○本 165 円×5,000 冊 = 825,000 円

##### (3) 協賛金による広報

司法制度改革や社会情勢の変化等により、司法書士を取り巻く環境はかつてないほどに激変している。既に、いくつかの弁護士事務所は不動産登記業務への参入を開始しており、また、一旦は解決されたかに思われた他土業に対する商業登記開放問題についても再度浮上しつつある。

この激変の中、我々司法書士は一つ一つの業務をこれまで以上に適正に行うと共に、社会全体に対して司法書士の職能を積極的にアピールしなければならない。

そこで、今年度は新たな試みとして、当会会員から協賛者を募り、集まった協賛金により別紙資料1記載の広告等を行いたい。

なお、広告内容は当会の制度広報に限定し、名刺広告は行わない。

## 2 従来からの継続事業

### (1) パブリシティ活動(マスコミに対する積極的広報活動)

ニュースリリース

当会の活動及び社会的事業を積極的に報道機関へ配信し、テレビやラジオ・新聞等にニュースとして取り上げてもらう手法により広報する。

※予算額	事業費	金	50,000円
	旅費日当	金	50,000円
	合計	金	100,000円

### (2) 講師派遣事業(出張講座)の実施

例年に引続き、多重債務・悪質商法・架空請求詐欺・相続遺言・成年後見等のテーマで、一般市民の要望に応じて公民館や公的機関等に無料で講師を派遣し、市民講座を実施する。

また、未成年者向け講座として、中学校・高等学校・短期大学・児童養護施設等の要望に応じて無料で講師を派遣し、契約・多重債務・悪質商法・架空請求詐欺等の問題を取り上げ、被害の予防に取り組む。

※予算額	事業費	金	1,200,000円
	旅費日当	金	180,000円
	合計	金	1,380,000円

内訳	講師日当	20,000円×60回	=1,200,000円
	旅費	3,000円×60人(延べ)	=180,000円

### (3) 全国一斉無料法律相談の実施(法の日記念・日司連協賛)

毎年恒例の県下一斉無料法律相談を下記のとおり開催する。

\*日 時 平成21年9月頃  
午前10時～午後4時(石川県司法書士会館会場)  
午後1時～午後4時(その他の開催会場)

\*開催場所 金沢支部 8ヶ所

小松支部	3ヶ所
能登支部	4ヶ所
合 計	15ヶ所

相談会前日の北國新聞と北陸中日新聞に広告を掲載する。

また、市町広報や報道機関各社から予告報道をしてもらうことにより、多くの市民に相談会の開催を周知する。

さらに、当日は報道機関等の取材に対応し、ニュース等に取り上げてもらうことにより、司法書士の活動や存在を県民に広報する。

※予算額	事業費（新聞広告費）	金960,000円
	購入費	金40,000円
	旅費日当	金180,000円
	合 計	金1,180,000円

内訳	新聞広告費	=950,000円
	仮設電話機レンタル代	=10,000円
	ポスター 200円×200部	=40,000円
	*50部日司連から無料配布、追加で200部注文（1枚200円）。	
	相談員日当	=180,000円

#### （4）相続登記啓発月間の広報

日司連の要請を受けて「相続登記啓発月間」を設け、各会員には期間中、事務所において相続登記の無料相談に応じてもらう。

また、この活動を公的機関広報担当者や報道機関に告知し、テレビ・ラジオを通してニュースとして報道してもらい、新聞には記事として取り上げてもらうよう働きかける。

なお、当該事業は協賛者を募り、集まった協賛金で新聞広告を行うものであるが、仮に協賛金が集まらなかった場合においても、小粋による新聞広告を行う。

※予算額	事業費	金170,000円
	旅費日当	金30,000円
	合 計	金200,000円

内訳	旅費日当	30,000円（マスコミ回り）
	新聞広告費（小粋）	170,000円

#### （5）当会ホームページの管理運営

対外・対内広報充実のため、当会ホームページの管理・更新・改良等を行う。

対外広報としては、一般市民へ向けて、ホームページ上に当会の対外的活動を随時トピックスとして掲示することにより、既存の一般広報媒体である新聞・テレビ・ラジオに並ぶものとして活用する。

また、一般市民が法的問題解決の糸口としてウェブ検索をした際に、当会ホームページが検索にかかるよう、企画部と連携して内容の充実を図る。

対内広報としては、会員にとって必要な情報をホームページ上で迅速に提供することにより会員間の情報の共有化を図り、また会員専用コーナーに様々なコンテンツを設け、会員相互の情報交換の場とすべく改良を行う。

※予算額      事業費                      金 200,000円

#### (6) 会員のホームページ立ち上げに関する奨励活動

昨年度に引続き、企画部と連携して、会員のホームページ立ち上げを容易なものとするための環境整備を行い、保有率を増加させたい。

※予算額      事業費                                      金 0円

#### (7) 広報部会・委員会

※予算額      旅費日当                      金 300,000円

内訳      3,000円×10人×10回      =300,000円

広報部予算総額	事業費	金 3,690,000円
	購入費	金 865,000円
	<u>旅費日当</u>	<u>金 740,000円</u>
	合計	金 5,295,000円